

韓国憲法裁判所による統合進歩党解散決定に対する抗議声明

2015年1月14日

自由法曹団 沖縄支部
支部長 新垣



韓国憲法裁判所は、2014年12月19日、政府が請求した統合進歩党政党解散審判事件で、同党の解散を決定した。

決定の理由として、裁判所の多数意見は、統合進歩党が「最終的には北朝鮮式社会主義体制を追求している」と評価された上で、これが政党解散を規定した韓国憲法第8条4項でいう「政党の目的又は活動が民主的基本秩序に違背するとき」に該当すると判断したものである。

しかし、韓国憲法裁判所のこのような決定は、現代憲法が保障する結社の自由ばかりか、思想・良心の自由、表現の自由をも侵害するものであり、断じて容認できない。

韓国憲法は、民主的国家において保障されている政党設立の自由（8条1項）、表現・結社の自由（21条1項、2項）、及び良心の自由（19条）を、いずれも保障している。これらの権利は、人権保障の国際水準である国際人権規約B規約においても当然に保障されたものである。結社の自由につき、同規約22条は、1項で「すべての者は、結社の自由についての権利を有する」と定め、2項において、結社の自由の権利の行使は、「法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課すことができない」と定め、思想・良心の自由については18条2項で、「何人も自らが選択する宗教又は信念を受け入れ又は有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない。」と定める。このような人権保障規定は、去る大戦前、

特に少数者による政治的意見の保有・表明の自由が侵害されたという歴史的反省に立脚したものである。それゆえ、22条2項を含めて同規約に定めのある制約については、これが少数者の自由を権力によって不当に侵害されることのないよう、その解釈・適用は厳格でなければならず、その制約は具体的危険性が存在する場合で、かつ必要最小限のものに留められるべきである。これが人権保障についての国際水準であり、韓国憲法もこの国際水準に照らして解釈運用されなければならない。

以上述べた韓国憲法の規定や国際人権規約の趣旨に照らし、さらに韓国における民主化に至る歴史的経緯をも併せ考慮すると、政党政の解散を、政府の判断ではなく、憲法裁判所の審判によることを定めた韓国憲法8条4項は、為政者による弾圧から少数政党を保護することをも念頭に置いたものと解され、同規定によって、時の政権に不都合な少数野党政を解散する場合は、謙抑的でかつ慎重な判断が求められるものであり、これこそがまさに現代民主国家のあり方である。

戦後70年の間、全人類は、自由と権利を獲得するために不斷の努力を続けてきたのであって、韓国の民主化は、戦後の東アジアにおける自由と権利の獲得の歴史に輝かしい業績を残した。その韓国において、抽象的な危険性を根拠に、少数政党の解散を命じた今回の憲法裁判所の審判は、韓国憲法の趣旨や人権保障の国際水準にも違背したものであり、同国の輝かしい民主化の歴史的業績を毀損し、歴史の流れに逆行するものとして、その違法性、不当性は明白である。

よって、自由法曹団沖縄支部は、韓国と沖縄との間で歴史的に形成されてきた友好関係に鑑み、さらに隣国で活動し東アジアの平和と安定を願う弁護士集団として、今回の韓国憲法裁判所の決定を看過することはできず、これに厳重に抗議するものである。

以上